

2026 年度

奨学金事業募集要領

公益財団法人リンナイ奨学財団

目次

序章 前年度からの変更点

第1章 募集概要について

第2章 応募資格について

第3章 研究助成奨学金について

第4章 選考方法・交付方法

第5章 応募にあたっての留意点

【参考】参考とする家計基準

序章 前年度からの変更点

当年度から、大学院博士（博士後期課程）生に対し、既存の奨学生（主に学費や生活費に充てるための毎月の奨学生）とは別に、「研究助成奨学生」を給付することになりました。研究助成奨学生の目的は、「大学院博士生の皆さまが、博士号を取得するための必要な研究費用として有効利用して頂くこと」であり、当財団として、研究活動の充実ひいては博士号取得の一翼を担えることを期待するものです。

概要（抜粋）

- ・研究助成奨学生は年間 50 万円（年度初に納付）とし最長 3 年間支援（累計 150 万円）
- ・博士後期課程進学予定かつ後期課程での研究課題が確定していること（毎月の奨学生と同時に申請）
- ・同課程 2 年次からの受給も可（当財団奨学生のうち 2 年次への進級予定者、最長 2 年間支援）
- ・学校の推薦を受けた研究助成奨学生申請書が選考委員会で採択された者へ支給

関連事項が全ての章に跨り記述されています。以下全ての章を参照ください。

第1章 募集概要について

1. 募集期間

種別	募集期間	
	開始 (予定)	締切 (必着)
① 大学学部生	2026 年 4 月 1 日（水）	2026 年 5 月 22 日（金）
② 大学院修士（博士前期課程）生	2026 年 1 月 5 日（月）	2026 年 2 月 5 日（木）
③ 大学院博士（博士後期課程）生	2026 年 1 月 5 日（月）	2026 年 2 月 5 日（木）

【注意事項】

- ・大学院博士（博士後期課程）生の「毎月の奨学生」と「研究助成奨学生」は同時申請となります。
- ・「研究助成奨学生」を受給していない当財団奨学生（博士後期課程 1 学年生）のうち、2 年次から「研究助成奨学生」の受給を申請する場合も募集期間は同じです。
- ・募集要領及び申請書記入方法に基づいて申請書に必要事項を記入のうえ、大学・大学院を通して郵送により提出してください。なお申請書の返却はいたしません。

2. 応募時申請書提出先及び応募問い合わせ

（1）申請書提出先

- ・在籍する大学・大学院※を通して当財団まで提出してください。
※在籍大学と異なる大学院へ進学する場合は進学先大学院を通して提出してください
- ・（毎月の）奨学生応募時に必要な提出書類は、以下（ア）～（オ）です。研究助成奨学生を申請する場合は（カ）を同時に提出してください。
 - （ア）奨学生申請書／申請理由書（指定書式）
 - （イ）大学・大学院の推薦状（指定書式）

※各推薦者は忘れずに押印してください。押印なき場合は無効となります。

(ウ) 小論文(指定書式)

テーマ:『奨学金を活用して、大学・大学院で何を学び、どう社会貢献をしたいか』

(エ) 成績証明書※(出身高校・大学・大学院の成績証明書、高校・大学・大学院の書式で可)

※大学・大学院の成績証明書:GPA 評価必須、高校の成績証明書:GPA 評価推奨

(オ) 家庭状況調査書

※注意事項をご確認のうえ作成してください

(カ) 研究助成奨学金申請書(指定書式)

※大学院博士後期課程進学予定かつ後期課程での研究課題が確定している者、当財団奨

学生(博士後期課程 1 学年生)のうち 2 年次から研究助成奨学金の受給を希望する
者は提出してください。

【注意事項】

- 申請書と推薦状は、大学学部生用と大学院生用のフォーマットが異なりますのでご注意ください。
- 大学院生用の推薦状(1/2~2/2)は、組織長と指導教員両方の推薦状が必要となります。
- 研究助成奨学金(大学院博士後期課程のみ申請可)は所定フォーマットで申請してください。
- 応募書類は、当財団ホームページの【助成事業】のページから入手できます。
- 全ての応募書類は必ず片面印刷で提出してください。両面印刷の書類は受付出来ません。
- 全ての応募書類(署名/サイン以外)は必ずパソコン入力してください。手書きは禁止とします。

(2)問い合わせ

ご不明点や応募にあたっての詳細は在籍する大学、進学予定の大学院を通して当財団までご確認ください。

3. 奨学金額及び採択予定件数【2026 年度】

種別	採択件数(予定)	助成金額	助成期間
① 大学学部生	33 件	10 万円(/月)	本年 4 月から 4 年間
② 大学院修士(博士前期課程)生	25 件	12 万円(/月)	本年 4 月から 2 年間
③ 大学院博士(博士後期課程)生	20 件	20 万円(/月)	本年 4 月から 3 年間
④ 研究助成奨学金※	31 件	50 万円(/年)	本年から 3 年間

※大学院博士(博士後期課程)生のみ申請可(2025 年度採択学生 11 名を含み全 31 件)

※助成期間は、1 年次より支給される者は 3 年間、2 年次より支給される者は 2 年間

※研究助成奨学金は毎年年度初に 50 万円を支給(大学・大学院の指定口座へ振込、1 年単位で支給)

第2章 応募資格について

1. 応募資格

以下のいずれにも該当し、大学・大学院からの推薦がある者とします。

※学力基準と家計基準は、推薦する大学・大学院側でも判断するものとします。(家計基準に係る確認書類等は大学・大学院側で助成期間終了後 3 年間保管するものとします。)

ア. 愛知県内の大学・大学院(修士・博士課程)に本年4月※に入学・進学する(した)者

- ① 大学学部生
 - －1年次在籍の者(学年制の高等学校を卒業した者を優遇)
 - －最短修学期間4年
- ② 大学院修士(博士前期課程)生
 - －修士(博士前期課程)1年次進学予定の者
 - －最短修学期間2年
- ③ 大学院博士(博士後期課程)生
 - －博士(博士後期課程)1年次進学予定の者
 - －最短修学期間3年
- ④ 大学院博士(博士後期課程)生
 - －博士(博士後期課程)1年次進学予定の者
 - －最短修学期間3年
- ⑤ 研究助成奨学金(大学院博士(博士後期課程)生に限る)
 - －第3章(研究助成奨学金について)を参照のこと
 - －最短修学期間3年(1年次から受給する者)または2年(2年次から受給する者)

※上記①または②を受給中の者のうち、成績優秀により期中に進学(大学→大学院前期課程→同後期課程)した者へも応募資格を与える

イ. 学力優秀ながら経済的理由により経済的支援が必要と認められる者

－学力の基準及び家計基準は、日本学生支援機構の基準を参考とする。

ウ. 大学・大学院から奨学生にふさわしいと推薦があった者

エ. 年齢不問

オ. 他の給付型奨学金を利用している場合は不可(ただし、貸与型奨学金との併用は可、授業料減免制度との併用は可、研究助成奨学金は別扱いとする)

カ. 企業に在籍し、企業から何らかの援助を受ける者は応募出来ません

キ. 大学院博士(博士後期課程)生の特例

博士後期課程生は学生の年齢等の理由で家庭からの援助が期待出来ないことが多い。学生本人が生活維持者の場合(入学後3ヶ月以内に生活維持者になる予定の者を含む、企業に在籍しているが企業から全く援助を受けていない者に限る)に限り、家計基準【参考2】を採用する。なお学生が既婚者で、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者の給与所得控除を行い、本人の収入金額と合算して判定する。万が一、配偶者以外より援助を受けていることが発覚したときは奨学金全額返金を請求する。当特例で申請する場合は、申請書など応募書類に加え以下を必ず添付すること。

■ 家庭状況調査書(家計基準は【参考2】による) ※毎年度末に再提出

■ 生活維持者であることを証明する書類(独立した旨が判る住民票など) ※同上

※応募時に独立していない者は入学後3ヶ月以内に上記証明書類を提出すること

第3章 研究助成奨学金について

1. 目的

研究助成奨学金制度は、大学院博士後期課程の学生に対して、博士号を取得するために必要な研究費用として当奨学金を給付することで、研究活動の充実ひいては博士号取得の一翼を担うことを目的としています。

2. 応募資格(第2章参照)

当財団奨学金(毎月の奨学金)を受給しようとしている者、また受給中の者。

- ①博士(博士後期課程)1年次進学予定の者のうち後期課程での研究課題が決まっている者。
- ②当財団奨学生で博士後期課程1年に在籍しているが、研究助成奨学金を受給していない者のうち、2年次に進級予定の者(研究課題が決まっていること)。
- ③その他、研究助成奨学金の給付が必要だと判断された者。

3. 応募書類(提出書類)

・上項2.①に該当する者

基本、毎月の奨学金と同時の申請となります。第1章2(1)項(ア)～(オ)の書類と合わせて、(カ)研究助成奨学金申請書(指定書式)を提出してください。

・上項2.②に該当する者

既に当財団奨学金(毎月の奨学金)を受給している博士後期課程1年生で研究助成奨学金を受給していない者のうち、2年次から研究助成奨学金の受給を希望する者は、推薦者署名および押印された(カ)研究助成奨学金申請書だけを提出してください。なお(ア)～(オ)の書類は提出不要です。

・上項2.③に該当する者

当財団と大学院にて提出書類を決定する

4. 研究助成奨学金額面

年間 50 万円(年度初に所定口座へ振込、1年単位で支給)

【注意事項】

- ・この奨学金は学生個人の口座には振り込みません。各校で定められた寄附金(例えば研究助成を目的とした寄附金扱いなど)扱いとし、学校指定の口座へ振り込みいたしますので、学校規則に基づく請求書(振込依頼書、寄付申込書など)を発行してください。またその手続きに必要な書類(寄付申込書など)の提出が必要であれば、その旨をご連絡ください。
- ・受給者(学生)が利用出来る金額(有効研究費総額)が 50 万円※となるようにご請求ください。
※請求する研究助成奨学金は学校が定める間接費用を含まず 50 万円としてください。例えば間接費が奨学金の 10%と定める場合は、50 万円に間接費 10%を加算して請求してください。

5. 選考から初回給付までのスケジュール

第4章をご参照ください

6. 給付継続の判断(研究成果報告書の提出)

研究助成奨学金の継続給付判断のため、「研究成果(中間)報告書」を提出してください。

毎年2月初(奨学生募集受付と同時期)までに、該当年度(4~12月まで)の研究成果を「研究成果(中間)報告書」にて報告してください。選考委員会および理事会にて確認し、次年度の給付を判断いたします。

次年度給付までのフロー(研究助成奨学金受給者の年間フロー)

- ・該当年度初4月: 研究助成奨学金を給付
- ・同年度2月初: 研究成果(中間)報告書を提出
- ・同2月: 選考委員会および理事会で継続給付を決定
- ・同年度末: 研究成果(年度)報告書および生活状況報告書など(第4章3による)を提出
- ・次年度4月: 研究助成奨学金を継続給付※

※成績不良による留年、年度末の各種報告書未提出の場合は、(毎月の)奨学金と共に研究助成奨学金も停止となります。

7. 他の研究助成奨学金との併用について

他団体からの研究助成金(研究に宛がう寄附金)との併用は可能です。ただし、第2章1.才に記載あるよう、「他の給付型奨学金(当財団で云う毎月給付している奨学金)を利用している場合は併用不可(ただし貸与型奨学金との併用は可、授業料減免制度との併用は可)」となります。

受給可否 (申請可否)	(毎月の給付型)奨学金		研究助成奨学金(研究費や寄附金)	
	当財団	他団体	当財団	他団体
受給可	○	×	○	—
	○	×	×	○
受給不可	×	—	○	—

※上表中“—”は“○”“×”いずれでも可の意

8. 研究成果報告書の提出(助成期間終了まで)

研究助成奨学金を受給した者は、以下3種の「研究成果報告書」を提出してください。

提出必要な時期と研究成果報告書の種類

① 研究成果(中間)報告書

毎年度2月初までに該当年度4月~12月までの実績を報告、次年度給付継続を判断

② 研究成果(年度)報告書

毎年度末に生活状況報告書などと合わせて提出、1年間の研究実績を報告

③ 研究成果(最終)報告書

後期課程最終年度修了時に生活状況報告書などと合わせて提出、助成期間の研究実績の総まとめを報告。また博士後期課程満期修了時(博士号取得を問わず)、研究成果報告会(仮称)開催の際、研究成果の発表(報告)を求めることがあります。

第4章 選考方法・交付方法

1. ①選考スケジュール(大学院生)

※研究助成奨学金(博士後期課程対象)も同じスケジュールでの選考となります

項目	日程	概要
(1) 募集受付	2026年1月5日(月) ～2月5日(木)	当財団へ指定する応募書類を大学・大学院経由で提出
(2) 選考	2026年2月6日(金) ～2月25日(水)	・当財団の選考委員会で、学業成績、経済的な状況、小論文、研究助成奨学金申請書等を基に総合的に選考 ・研究助成奨学金を2年次より受給を希望する者は当申請書記載内容を審査
(3) 合否通知	2026年2月26日(木) ～3月7日(土)	当財団から応募者の合否を応募者・大学・大学院に書面で通知
(4) 採用者手続き	2026年3月9日(月) ～3月23日(月)	財団へ指定書式(同意書、振込口座)を大学・大学院経由で財団に提出
(5) (毎月の) 奨学金給付	2026年4月15日(水) ～	4月15日に4月分の奨学金を支給 以降は、毎月15日までに当月分の奨学金を支給
(6) 研究助成 奨学金給付	2026年4月	・大学/大学院から指定書式(振込依頼書などの指示書、振込口座)が届き次第、振込手続きを進める ・基本、年度初4月度に1年単位で支給

②選考スケジュール(大学生)

項目	日程	概要
(1) 募集受付	2026年4月1日(水) ～5月22日(金)	当財団へ指定する応募書類を大学・大学院経由で提出
(2) 選考	2026年5月23日(土) ～6月19日(金)	当財団の選考委員会で、学業成績、経済的な状況、小論文等を基に総合的に選考
(3) 合否通知	2026年6月20日(土) ～6月26日(金)	当財団から応募者の合否を応募者・大学・大学院に書面で通知
(4) 採用者手続き	2026年6月27日(土) ～7月6日(月)	財団へ指定書式(同意書、振込口座)を大学・大学院経由で財団に提出
(5) 奨学金給付	2026年7月15日(水) ～※	7月15日※に4月～7月分の奨学金を支給 以降は、毎月15日までに当月分の奨学金を支給 ※初回支給日のみ若干遅延の可能性があります

2. 選考方法

(1) 選考の流れ

当財団の選考委員会で、学業成績、経済的な状況、小論文等を基に総合的に選考を行います。

大学院博士後期課程の研究助成奨学金は、同申請書も含めて総合的に合否を判断いたします。

選考の流れ	選考内容
① 形式審査	提出された申請書類について、応募の要件(申請者の応募資格、必要書類の有無等)を満たしているかについて審査します。応募の要件を満たしていないものは、以降の選考の対象から除外されます。
② 書面(成績・小論文)選考	申請書類を基に、外部有識者等により構成される選考委員会にて評価します。在学中の専攻内容や将来の希望進路等を踏まえ、何故、奨学金が必要なのか(経済的支援が必要な理由等)、その奨学金を活用してどのように社会貢献できる人材となっていきたいか、何故、その進路を希望しているのか、その希望進路に向けて過去或いは現在どのように取り組んでいるか等を確認します。なお経済的支援が必要な理由を申請書や小論文に必ず記述してください。また可能な限り、記入欄を有効利用し、想いが伝わる様に工夫のうえ丁寧に記述してください。なお、研究助成奨学金申請書は、選考委員会にて研究目的や推進計画、奨学金使途など総合評価のうえ厳正に選考いたします。
③ 最終選考	形式審査及び書面選考の評価を踏まえ、選考委員会で対象者候補を決定します。
④ 支給対象者決定	選考委員会で決定された支給対象候補者を踏まえ、当財団の理事会が助成対象者を承認します。

(2) 選考に関与する者

公正で透明な評価を行う観点から、下記に示す利害関係を有する選考委員は、選考に加わりません。

- 申請者等と親族関係にある者
- 申請者等と同一の大学・研究機関等に所属している者
- その他、当財団が利害関係にあると判断した者

また必要に応じ、外部有識者に協力を要請し、意見を求めることがあります。

3. 奨学金の交付方法

・在籍する大学・大学院を通して交付等事務手続きを行います。財団から申請された本人名義の銀行指定口座に当月分を毎月15日迄に振込みます(大学生の初回は7月15日に4ヶ月分の奨学金を支給予定。なお暦によっては初回7月15日の振込が若干遅れることがあります)。

・翌年3月以降も最短修学期間終了月末まで同様に振り込みます。ただし、休学・停学などの状況や毎年度末に提出する成績証明書、在学証明書、生活状況報告書の内容により、給付の休止・中止を判断いたします。

・研究助成奨学金は上記に加え、研究成果(中間)報告書の内容により給付を判断いたします。

4. 支給決定後の申請者等の責務

(1) 支給開始後の書類提出

①毎年の年度末(3月末)に、学生生活の状況を書面で報告のうえ、直近の成績証明書※及び在学証明書を期日までに在籍する大学・大学院を通して提出してください。また研究助成奨学生を受給している者は、毎年2月初までに研究成果(中間)報告書、年度末に前述の書類と合せ研究成果(年度)報告書も提出してください。

②万が一、年度末までに成績証明書※及び在学証明書が準備出来ない場合は、当財団へ一報の上、生活状況報告書のみ提出し、新年度早々、不足書類を提出してください。事前連絡もなく、必要書類が年度末までに提出されない場合は、助成を中止することがあります。奨学生全体の足並みを揃える必要があり、提出必要書類は年度末に提出出来る様に事前調整をお願いします。また研究助成奨学生を受給している者が期日までに研究成果(中間)報告書を提出しない場合は、次年度の同奨学生を給付いたしません(選考委員会にて継続是非の判断が出来ません)。

※成績証明書はGPA評価が記載されている成績表の提出が必須です。

③原則として通算助成期間は当初申請時に残存する最短修学期間を上限としますが、助成初年度以降も継続して助成することが適切であるかを毎年度末の報告を踏まえて判断します。

④大学院博士後期課程生のうち学生本人が生活維持者として申請し採択された者は、上記①に加え、家庭状況調査書(家計基準は【参考2】による)、生活維持者であることを証明する書類(住民票など)も毎年度末に提出してください。

(2) 行事参加

・財団が奨学生に対して行事等を開催する場合は行事への参加を求めます。
・研究助成奨学生を受給している奨学生に研究成果報告会(仮称)での研究成果の発表(報告)を求めることがあります。

(3) 奨学生の休止又は中止事項の報告

・奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学生の支給を休止又は中止とすることがあります。財団事務局で事情を確認し、奨学生支給の休止、中止、または再開を判断します。

- ① 留学等により、大学を休学又は長期にわたって欠席したとき(休止)
- ② 本人・家庭のやむを得ない事情により、大学を休学又は長期にわたって欠席したとき(休止)
- ③ 疾病・死亡などのため成業の見込みがなくなったとき(中止)
- ④ 学業成績又は操行の不良等により、停学・退学・留年となったとき、または卒業見込みがなくなったとき(中止)
- ⑤ 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき又はその指示や指導に従わなかったとき(中止)
- ⑥ 当財団の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき(中止)
- ⑦ 奨学生事業に関して当財団に対する虚偽の申請または報告があったとき(中止)
- ⑧ 他の奨学生との併用※が確認されたとき(中止)
※返済型奨学生・授業料減免制度との併用は可、研究助成奨学生は他寄附金との併用可
- ⑨ 奨学生として著しく不適切な使途への奨学生使用が判明したとき(中止)

⑩ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき(中止)

⑪ 家計基準が満足出来なくなったとき(中止)

以下⑫～⑬は、大学院博士後期課程生のうち学生本人が生活維持者として申請し採択された場合のみ

⑫ 本人が生活維持者であることが確認出来ないとき(中止)

⑬ 配偶者以外より援助を受けていることが発覚したとき(中止)

・上記に該当することとなった場合、在籍する大学・大学院を通じて速やかに状況説明書(生活状況報告書)をご提出ください。当財団事務局で確認のうえ、対応を決定します。

(4)その他

- ・当財団に登録した内容(氏名、住所、電話番号、口座番号等)に変更があった場合、在籍する大学・大学院を通じて速やかにご連絡ください。
- ・当財団奨学金受給中の者で、成績優秀で飛び級や早期修了により就学期間が短縮され、期中に大学院へ進学する場合は、在籍する大学・大学院を通じて速やかにご連絡ください。奨学対象期間や額面について、当財団事務局で確認～調整のうえ、対応を決定します。
- ・当財団奨学金受給中の者のうち、大学院修士(博士前期)課程に在籍し、成績優秀で本人が進学を希望し、かつ大学および指導教員が大学院博士(博士後期)課程への進学を推薦する場合は、第6章にある優遇措置を講ずることが出来ます。

第5章 応募にあたっての留意点

(1)助成金の不正な使用等に関する措置

・故意若しくは重大な過失による違約・違反や虚偽の申告・報告が認められた場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

(2)事業実施者等の安全に対する責任

・当事業の実施期間中に生じた傷害や疾病等を含むあらゆる事故等について、当財団は一切責任を負いません。

(3)応募情報及び個人情報、機密情報(研究助成奨学金に関する研究テーマ)の取扱い

申請書類等の提出物は審査のために利用します。応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。ただし、法令などにより提供を求められた場合を除きます。

- ① 当事業の審査及び審査に関係する事務連絡、通知等に利用します。
- ② 審査後、採択された方については、引き続き、事務連絡等に利用します。
- ③ 当財団が開催するセミナー等の案内、及び、当財団が実施する事業の募集・案内等の連絡に利用します。

なお研究助成奨学金に関する研究テーマ(機密情報)についても同様に取り扱いします。

第6章 当財団奨学生の進学に伴う継続受給の優遇措置

当処置の目的は、学校が推薦する成績優秀者が、在学中も進学後も安心して学業や研究に没頭出来る様、精神的な安心感を提供することである。

現在、当財団奨学生を受給中の学生のうち、本人が進学(大学院博士前期課程→同後期課程への進学)および奨学生の継続受給を希望し、かつ指導教員と組織責任者が奨学生受給者に相応しいと判断した場合、必要な手続きを行うことで奨学生受給の継続を優遇する。この優遇措置は、あくまで内定であり正式決定は定期審査(毎年2月の選考委員会と理事会)で決議するものとする。

- 申請は定期(毎年2月)の募集時期に拘らず、大学院博士前期課程2年に在籍中であれば都度応募出来る。以下①～④の資料を提出すること。
 - ① その時点での最新の成績表(GPA評価が記載されているもの)
 - ② 指導教員と組織責任者の推薦状(進学後の研究テーマや育成目標が明記されたもの)
※指定書式(大学院生用推薦状 1/2～2/2)
 - ③ 小論文 ※指定書式(定期募集と同じもの)
 - ④ 家計基準を満足していることの確認 ※家庭状況調査書は提出不要、ただし大学院博士後期課程生のうち学生本人が生活維持者として申請する場合は、家庭状況調査書(家計基準は【参考2】による)を必ず提出すること。
- 上記を申請した場合、定期募集時(2月初締切)に最新の成績表を提出すること。なお提出済みの①～④において、記載事項に変更がある場合は、該当する書類も再提出すること。

【参考1】参考とする家計基準(第2章応募資格のイ関連)

日本学生支援機構が求める収入の上限額※を参考とします。

※引用:大学等で受ける貸与第二種奨学金の家計基準(在学採用)項

世帯人数	給与所得世帯 (年間の収入金額額)	給与所得以外の世帯 (年間の所得金額)
2人	1,180万円	905万円
3人	1,127万円	891万円
4人	1,309万円	937万円
5人	1,387万円	1,003万円

【参考2】※ 参考とする家計基準(第2章応募資格のイ・オ関連)

※大学院博士(博士後期課程)生で学生本人が生活維持者の場合

日本学生支援機構が求める収入※を参考とします。

本人の収入(定職が無い者はアルバイトなどの収入により本人が1年間に得た金額)と配偶者の定職収入の金額の合計額が、下記の金額以下であること。配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。

※引用:大学院で受ける貸与第一種奨学金の家計基準(在学採用)項を引用

	収入上限額
博士後期課程	340万円

配偶者の給与所得控除額

年間収入金額(税込)	控除額
268万円未満	年間収入金額と同額
268万円を超えて400万円以下	年間収入金額×0.2+214万円
400万円を超えて781万円以下	年間収入金額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円